

更 新 箇 所 一 覧

ページ	区 分	更新前	更新後
	要求水準書 表紙	平成17年5月12日	平成17年6月8日
4	要求水準書 第2の2(4)イ	業務従事者には、各業務に従事するにふさわしく、かつ、国の職員と明らかに区別できる服を着用させ、各人に名札を付けさせるとともに、受託事業者の被用者であることが確認できる身分証明書等を携帯させなければならない。	業務従事者には、各業務に従事するにふさわしく、かつ、国の職員と明らかに区別できる服を着用させるとともに、受託事業者の被用者であることが確認できる身分証明書等を携帯させなければならない。
	業務実施場所及び時間について	「総務系(庶務)業務」の業務実施場所に「領置倉庫（福島刑支のみ）」を追加	
	業務実施場所及び時間について	「総務系(用度等)業務」の業務実施場所のうち 「工事現場」を削除 「領置倉庫（福島刑支のみ）」を削除	
	業務実施場所及び時間について	「総合警備システム監視卓業務」を削除	
	リスク分担表 医療事務 「リスクの内容」	カルテの紛失に伴うリスク	カルテ、レントゲンフィルム、帳簿の紛失に伴うリスク
	契約書(案) 2 枚目 3 事業期間	平成17年○月○日～平成18年3月31日事業期間終了日	平成17年8月1日～平成18年3月31日
1	契約書(案) 第2条第六号	「提案書類」とは、受託事業者が本事業に係る総合評価落札方式による入札手続において国に提出した事業提案、質問に対する国からの回答書その他受託事業者が本契約までに提出した一切の書類をいう。	「提案書類」とは、受託事業者が本事業に係る総合評価落札方式による入札手続において国に提出した事業提案、その他受託事業者が本契約までに提出した一切の書類をいう。

ページ	区 分	更新前	更新後
1	契約書(案) 第2条第七号	「入札説明書」とは、国が本事業に関して平成17年5月12日に公表した入札説明書本編及び付属資料をいう。	「入札説明書」とは、国が本事業に関して平成17年5月12日に公表した入札説明書本編及び付属資料 <u>(その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。)</u> をいう。
2	契約書(案) 第3条第1項	国及び受託事業者は、本契約(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準等及び受託事業者が提出し国が承認した提案書に従い、法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。	国及び受託事業者は、本契約(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準等及び受託事業者が提出し国が承認した提案書類に従い、法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
5	契約書(案) 第17条第1項	第2条第3号に規定する業務に要する光熱水費は国の負担とする。	第2条第4号に規定する業務に要する光熱水費は国の負担とする。
8	契約書(案) 第27条第2項	受託事業者は、通知を发出した日以後、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、受託事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。	受託事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、受託事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
9	契約書(案) 第31条第1項	受託事業者は、本事業に関して知り得たすべての情報(以下「秘密情報」という。)のうち次の各号に掲げるもの以外のものについて守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。	受託事業者は、本事業に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
10	契約書(案) 第34条第1項	本契約は、要求水準等及び受託事業者が提出し国が承認した提案書に基づくものであり、この範囲内において、本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、国及び受託事業者が誠実に協議の上、これを定める。	本契約は、要求水準等及び受託事業者が提出し国が承認した提案書類に基づくものであり、この範囲内において、本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、国及び受託事業者が誠実に協議の上、これを定める。
11	契約書(案) 別紙1 第1-1-(1)	国は、事業者が入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書並びに落札者が入札手続において国に提出した事業提案(以下「提案書類」という。)の内容を満たす事業を実施していることを確認するため、モニタリングを実施する。	国は、要求水準等及び受託事業者が国に提出し、国が了承した提案書類の内容を満たす事業を実施していることを確認するため、モニタリングを実施する。
	契約書(案) 別紙1 第1-4-(7)-ア	違約金支払義務が1回以上発生した場合又は累積罰則点が一月に80ポイントを超えた場合には、国は受託事業者に対して改善勧告を行う。	違約金支払義務が1回以上発生した場合又は累積罰則点が一月に250ポイントを超えた場合には、国は受託事業者に対して改善勧告を行う。

ページ	区 分	更新前	更新後
	契約書(案) 別紙 1 第1-4-(7)-イ	違約金支払義務が3回以上発生した場合又は累積罰則点が一月に160ポイントを超えた場合には、事業契約を解除することができる。	違約金支払義務が3回以上発生した場合又は累積罰則点が一月に450ポイントを超えた場合には、事業契約を解除することができる。
17	契約書(案) 別紙 4	「第3章の2」を削除	
	罰則点の詳細版	「整理番号7」を削除	
	罰則点の詳細版 整理番号9 「具体的な判断基準」	常駐警備の実務経験1年以上の資格のいる業務従事者の制服の不一致	1号警備の実務経験1年以上の資格のいる業務従事者の制服の不一致